（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第六条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三条第二号」を「第三条第一項第三号」に改める。

（宅地建物取引業法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

一　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第八条第九号

二　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第九号

三　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）第五条

（信用金庫法施行令の一部改正）

第八条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表第二十七条の項中「若しくは監査役」を「、監査役」に、「若しくは監事」を「、監事」に改め、同条第二項の表第五十二条の二の九の項の前に次のように加える。

第五十二条の二の六第二項	同項に

前項に	

第十三条第二項の表第五十二条の二の九の項中「第五十二条の二の九」を「第五十二条の二の九第一項」に、「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改め、同表第五十二条の四十三の項及び第五十二条の四十四第一項第二号の項中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改める。

第十三条の二第一号中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改める。

（外国為替令の一部改正）

第九条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第八号中「（金融商品取引法」の下に「第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法」を加える。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第十条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第十六条の三第四項第一号の項中「前条第四項」を「前条第七項」に、「第十三条の二第六項」を「第十三条の二第九項」に改め、同表第十六条の三第七項の項を次のように改める。

第十六条の三第一項	前条第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十二号の二及び第十三号
	特別事業再生会社
	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）
	総株主等の議決権
	総株主又は総社員の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）

第十六条の三第七項	前条第一項第十二号
	特定子会社
	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号
	特定子会社（同号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）

第五条第一項の表第十六条の三第八項の項中「第十六条の三第八項」を「第十六条の三第九項」に改め、同項の前に次のように加える。

第十六条の三第八項	前条第一項第十二号又は第十二号の二
	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二

第五条第一項の表第五十二条の二十一第一項の項を次のように改める。

第五十二条の二十一第一項	第五十二条の二十三第一項各号
	長期信用銀行法第十六条の四第一項各号
	第五十二条の二十三の二第一項
	第十六条の四の二第一項

第五条第一項の表第五十二条の二十四第一項の項を次のように改める。

第五十二条の二十四第一項	第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十一号の二及び第十二号
	長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号、第十一号の二及び第十二号
	特別事業再生会社
	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）

第五条第一項の表第五十二条の二十四第四項第四号の項中「前条第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に改め、同表第五十二条の二十四第七項の項を次のように改める。

第五十二条の二十四第七項	第五十二条の二十三第一項第十一号
	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十一号
	特定子会社
	特定子会社（同号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）

第五条第一項の表第五十二条の二十四第八項の項中「第五十二条の二十四第八項」を「第五十二条の二十四第九項」に改め、同項の前に次のように加える。

第五十二条の二十四第八項	第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二
	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十一号又は第十一号の二

第五条第一項の表第五十三条第一項第二号の項中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「第十三条の二第六項」を「第十三条の二第九項」に改め、同表第五十三条第三項第三号の項中「又は第十一号」を「から第十一号の二まで」に改め、同表第五十三条第三項第四号の項中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に改め、同表第五十七条の六第二号の項中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「第十三条の二第九項」を「第十三条の二第九項」に改める。